

大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について入札等の公正を確保し、適正化を図るため、入札結果等（次条第1号及び第2号に掲げる結果並びに第3号に掲げる内容をいう。以下同じ。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲等)

第2条 入札結果等の公表の対象は入札等により発注する建設工事等とし、公表の範囲は次の各号に掲げる結果又は内容の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 指名結果又は見積業者選定結果 次に掲げる事項

- ア 建設工事等の名称及び場所
- イ 開札予定日又は見積書の開封の予定日
- ウ 指名した者（見積依頼した者を含む。）の商号又は名称
- エ 予定価格

(2) 入札又は見積りの結果 次に掲げる事項

- ア 建設工事等の名称及び場所
- イ 開札日又は見積書開封の日
- ウ 入札者（見積書を提出した者を含む。）の商号又は名称及び入札金額又は見積金額
- エ 落札者（随意契約により契約を締結をした者を含む。）の商号又は名称及び落札金額（見積書により契約を締結をした場合にあっては、契約金額）
- オ 予定価格
- カ 一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及び理由
- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格制度を採用した場合にあっては、最低制限価格及び最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- ク 政令第167条の10の2第1項の規定により総合評価一般競争入札を行った場合にあっては、その理由、低入札価格調査基準価格、低入札価格調査結果の概要、各入札参加者の技術評価点及び評価値並びに落札者の決定の理由
- ケ 建設工事に係る指名競争入札の場合にあっては、指名の理由
- コ 公募型指名競争入札の場合にあっては、入札に申込みをし、指名から漏れた者の商号又は名称及びその理由

(3) 契約の内容（建設工事にあつては予定価格が130万円以下、建設コンサルタント

- 業務等にあつては予定価格が50万円以下のものは除く。) 次に掲げる事項
- ア 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
 - イ 契約の相手方の商号又は名称及び所在地又は住所
 - ウ 契約金額
 - エ 建設工事等の着手の時期及び完成の時期
 - オ 随意契約の場合にあつては、随意契約の相手方を選定した理由
 - カ 契約金額の変更を伴う契約の場合にあつては、アからオまでに掲げる事項及び変更の理由

(公表の方法)

第3条 入札結果等の公表の方法は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して本市が開設する公式ホームページ若しくは入札情報サービスシステム(PPI)により閲覧に供する方法とし、公表期間は次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号アからエまでに掲げる事項 指名執行若しくは見積依頼の通知をした日又はその翌日から当該通知の日の属する年度の翌年度の3月31日まで
- (2) 前条第2号アからコまでに掲げる事項 入札の執行、落札者の決定若しくは見積書の開封(以下「入札執行等」という。)の日又はその翌日から当該入札執行等の日の属する年度の翌年度の3月31日まで
- (3) 前条第3号アからカまでに掲げる事項 契約の締結若しくは変更契約の締結の日又はその翌日から当該締結の日の属する年度の翌年度の3月31日まで

(閲覧所)

第4条 前条に規定する閲覧所は、総務部契約監理課又は契約担当課とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市建設工事請負契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札について適用し、同日前に締結した契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に告示し、又は通知する一般競争入札又は指名競争入札に係る予定価格について適用し、同日前に告示し、又は通知した一般競争入札又は指名競争入札に係る予定価格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

(大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の廃止)

2 大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱(平成11年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(大分市建設工事請負契約に係る随意契約の公表に関する要綱の廃止)

2 大分市建設工事請負契約に係る随意契約の公表に関する要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

(大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る随意契約の公表に関する要綱)

3 大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る随意契約の公表に関する要綱(平成11年10月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

4 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する競争入札又は随意契約について適用し、同日前に公告し、又は通知した競争入札又は随意契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札について適用し、同日前に締結した契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる建設工事又は建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の指名通知、入札、見積書の徴取による契約の相手方の決定及び契約の締結（以下「指名通知等」という。）に係る公表について適用し、同日前に行われる建設工事等の指名通知等に係る公表については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札結果等の公表について適用し、同日前に締結した契約に係る入札結果等の公表については、なお従前の例による。